

① 現在の協議の場 規約 (沙流川水系)	②本省からの規約 (案)	③ 今回 (案) : 1級水系毎の規約	
<p>沙流川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場 規約</p> <p>(名称) 第1条 本会は、沙流川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場（以下「協議の場」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議の場は、既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節に向けた検討会議）に基づき、沙流川水系において、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者を言う。以下同じ。）との間において、既存ダムの洪水調節機能の強化を図るために必要な協議を行うことを目的とする。</p> <p>(協議の場の構成) 第3条 協議の場は、別表に掲げる沙流川水系における河川管理者、ダム管理者、関係利水者で構成する。 2 協議の場には会長を置き、室蘭開発建設部次長（河川・道路担当）をもってこれに充てる。 3 会長は、協議の場の事務を掌理する。 4 協議の場には、必要に応じ分科会又は専門部会を設けることができる。</p> <p>(協議事項) 第4条 協議の場は、第2条の目的を達成するため、次の事項を協議する。 (1) 治水協定の締結に係る事項</p>	<p>ダム洪水調節機能協議会 規約 (本省案)</p> <p>(設置) 第〇条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「〇〇川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(目的) 第〇条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。</p> <p>(協議会の対象ダム) 第〇条 協議会は、〇〇川水系における、△△ダム、□□ダムを対象とする。</p> <p>(協議会の構成) 第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。 2 協議会は、必要に応じて別表〇の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。</p>	<p>沙流川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約 (今回案)</p> <p>(名称) 第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「沙流川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流等の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。</p> <p>(協議会の対象ダム) 第3条 協議会は、沙流川水系（沙流川）治水協定における別紙のダムを対象とする。</p> <p>(協議会の構成) 第4条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。 2 協議会には会長を置き、会長は室蘭開発建設部長とする。 3 会長は、協議会の事務を統括する。 4 協議会は、必要に応じて別表の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。</p>	<p>備考</p> <p>協議会の対象ダムを治水協定のダムとする。</p> <p>【参】R1.12 基本方針に記載のある内容</p> <p>【参】治水協定に記載のある内容</p>

① 現在の協議の場 規約（沙流川水系）

②本省からの規約（案）

③ 今回（案）：1級水系毎の規約

沙流川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場 規約	ダム洪水調節機能協議会 規約（本省案）	沙流川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約（今回案）	備考
<p>(2) 工程表の作成に係る事項</p> <p>(3) その他</p>	<p>三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。</p> <p>四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。</p> <p>五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議に必要な協議。</p> <p>六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。</p>	<p>三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。</p> <p>四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。</p> <p>五 更に効果的に事前放流等を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議に必要な協議。</p> <p>六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。</p>	<p>【参】治水協定に記載のある内容</p> <p>【参】治水協定に記載のある内容</p> <p>【参】R1.12 基本方針に記載のある内容</p> <p>【参】治水協定に記載のある内容</p>

① 現在の協議の場 規約（沙流川水系）

②本省からの規約（案）

③ 今回（案）：1級水系毎の規約

沙流川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場 規約	ダム洪水調節機能協議会 規約（本省案）	沙流川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約（今回案）	備考
<p>（事務局） 第7条 協議の場の事務を行うため、事務局を置く。 2 事務局は、室蘭開発建設部に置く。 3 事務局の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。</p> <p>（会議の公開） 第5条 協議の場は、原則として公開とする。</p> <p>（協議の場資料等の公表） 第6条 協議の場に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、構成員の了解を得て公表しないものとする。 2 協議の場の議事については、事務局が議事録を作成する。</p> <p>（規約の改正） 第8条 会長は、本規約を改正する必要があると認めたときは、構成員の同意を得てこれを行うことができる。</p> <p>（雑則） 第9条 この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、会長が協議の場に諮って定める。</p> <p>（附則） 第10条 本規約は、令和2年1月30日から施行する。</p>	<p>（協議会資料等の公表） 第〇条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>（雑則） 第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>（附則） 第〇条 この規約は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>（協議会資料等の公表） 第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>（事務局） 第7条 協議会の事務局は、室蘭開発建設部治水課に置く。</p> <p>（雑則） 第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>（附則） この規約は、令和3年9月〇〇日から施行する 沙流川水系（沙流川）既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場を承継し、本協議会とする。</p>	<p>「協議の場」の事務局を承継する。</p> <p>「協議の場」を承継し、本協議会とするため、協議の場は協議会発足をもって廃止する。</p>

① 現在の協議の場 規約（沙流川水系）

②本省からの規約（案）

③ 今回（案）：1級水系毎の規約

沙流川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場 規約	ダム洪水調節機能協議会 規約（本省案）	沙流川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約（今回案）	備考
<p>別表</p> <p>沙流川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場 構成機関名簿</p> <p>室蘭開発建設部 日高振興局 日高町 平取町 北海道電力株式会社 ほくでんエコエナジー株式会社</p>	<p>別表○</p> <p>国土交通省 ○○地方整備局 ○○河川事務所長 国土交通省 ○○地方整備局 ○○ダム統管理事務所長 ○○県知事 ○○市長 ○○町長 ○○電力株式会社 代表取締役社長 ○○土地改良区 理事長</p>	<p>別表</p> <p><u>河川管理者</u>（第五十一条の二第2項第一号関係） <u>国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部長</u>（国土交通大臣：二風谷ダム）</p> <p><u>利水ダム等に係る水利使用に関し許可を受けた者</u>（第五十一条の二第2項第二号関係） <u>日高町長、平取町長、ほくでんエコエナジー株式会社取締役社長</u>（二風谷ダム使用権者） <u>北海道電力株式会社 水力部長</u>（奥沙流ダム、岩知志ダム）</p> <p><u>関係都道府県知事</u>（第五十一条の二第2項第三号関係） <u>北海道 胆振総合振興局長</u></p> <p><u>関係市町村長</u>（第五十一条の二第2項第四号関係） <u>日高町長、平取町長</u>（沙流川水系）</p> <p>※下線付きは治水協定の締結者</p>	<p>協議の場を承継し、職ではなく、組織で構成する。</p> <p>【根拠】 「国水政第20号(令和3年7月15日)」</p> <p>既に治水協定が締結されている河川においては、治水協定の締結にあたって設置した協議の場に参加している者を、引き続き構成員とすることが望ましい。</p> <p>また、具体の構成員については、協議会の運用上、法令に位置付けられている構成員から委任を受けた者とすることも可能である。</p> <p>※協議の場における担当者レベルでの出席を承継する</p>